

ぽっぽ町田パーキング

定期券利用約款

第1条（目的）

本約款は、株式会社町田まちづくり公社が運営するぽっぽ町田パーキング（以下「当駐車場」という）が提供する平日定期券および夜間定期券（以下「定期券」という）の利用条件を定め、利用者との間の権利義務関係を明確にすることを目的とする。

第2条（用語の定義）

本約款中で使用する用語の定義は、以下の通りとする。

1. ぽっぽ町田パーキング定期券
ぽっぽ町田パーキングが発行する利用時間帯限定型定期券駐車場利用カードのことをいう。
2. 利用者
時間貸し駐車場ぽっぽ町田パーキングを利用し、ぽっぽ町田パーキングで駐車場利用料金を精算する者をいう。

第3条（本規約の遵守）

利用者は、本約款の定めるところにしたがってぽっぽ町田パーキング定期券を利用するものとする。

第4条（定期券の種類および利用可能時間）

1. 平日定期券 月曜日から金曜日の 6 時～23 時 に限り利用できる。
土日祝は利用対象外とする。上記時間外は通常料金が発生する。
※万が一平日定期券で土日祝に利用した場合、通常一般料金が発生する。
2. 夜間定期券 全日 20 時～翌 8 時 に限り利用できる。
上記時間外は通常料金が発生する。
3. 年末年始(12/29～1/3)等特定の期間中、
定期券の利用条件に変更が生じることがある。

第5条（定期券の販売形態）

1. 定期券は 1 ヶ月単位の売切り券 とし、更新制ではない。
2. 利用期間は、申込時に指定された月の 1 日から末日までとする。
※夜間定期券は指定月の 1 日から末日翌日 8 時まで
3. 利用期間途中での購入であっても、料金の日割り・週割りは行わない。
4. 定期券の販売は、毎月 20 日以降に翌月の定期券を町田まちづくり公社事務所(平日 9 時～17 時)で販売する。
※20 日が土日祝の場合は前営業日に販売する。
5. 所定の枚数販売次第、販売終了となる。

第6条（利用資格・登録車両）

1. 定期券は、申込者本人または申込時に登録した車両のみ利用できる。

2. 利用者・車両番号に変更がある場合、速やかに当駐車場へ届け出るものとする。
3. 登録者・登録車両以外の利用、第三者への貸与・譲渡・転売を禁止する。
4. 当駐車場の定期券は、自動車保管場所としての継続使用を保証する契約ではなく、利用者は定期券をもって車庫証明(自動車保管場所証明)を取得することはできない。

第7条 (利用料金・支払)

1. 定期券料金は当駐車場が定める料金による。
2. 支払後の返金は、理由の如何を問わず行わない。
3. 利用者の都合による途中解約の場合でも、返金は行わない。
4. 定期券等の支払いは現金のみとなる。

第8条 (利用範囲)

1. 定期券は、指定された時間帯に限り適用される。
2. 指定時間外に入出庫した場合、通常料金を別途支払うものとする。
3. 定期利用者は当駐車場が設定している最大料金が一部を除き適用外となる。
4. 満車時は利用できない場合があり、当駐車場はこれに対して補償を行わない。
5. 一般車両の入庫待ち、場内混雑、出庫渋滞等の理由により、定期券利用者の入出庫が遅延した場合であっても、当駐車場は一切の補償を行わない。
6. 誤って一般駐車券で入庫してしまった場合、速やかに出庫し、定期券で再び当駐車場へ入庫すること。その際に駐車料金が発生したとしても、当駐車場は一切の補償を行わない。

第9条 (提携サービスの適用除外)

1. 定期券利用者は当駐車場が提携している店舗の提携サービスを受けることはできない。(提携サービスを受ける場合は、定期券ではなく、一般駐車券による通常利用が条件となる。)
2. 定期利用者が提携サービスを受けられないことにより生じた不利益において、当駐車場は一切の補償を行わない

第10条 (入庫の不保証)

当駐車場定期券は、常時入庫可能であることを保証するものではない。利用状況により満車の場合もある。

第11条 (駐車位置)

1. 駐車位置は先着順とし、特定区画の確保を保証しない。
2. 駐車場内では係員の指示がある場合はこれに従うものとする。

第12条 (禁止行為)

利用者は以下の行為を行ってはならない。

- 危険物の持ち込み
- 車中泊、営業行為、長時間の放置
- 他の利用者の迷惑となる行為

- 車両整備・洗車・改造等の作業行為
- 登録車両以外の利用
- 駐車場内での長時間アイドリング

第 13 条（駐車時間）

当駐車場は、短時間駐車を目的とする駐車場であるため、駐車時間は最長 48 時間までとする。ゆえに継続して 48 時間を超えて駐車することはできない。但し、当駐車場から事前に承認を受けた場合はこの限りではない。

第 14 条（免責事項）

1. 当駐車場は、以下の損害について責任を負わない。
 - 車両の盗難・損傷・汚損
 - 車内物品の盗難
 - 天災地変・事故・第三者の行為による損害車両の盗難・損傷・汚損、車内物品の盗難、天災地変・事故・第三者の行為による損害
2. 駐車場内で発生したトラブルについて、当駐車場は一切の責任を負わない。
3. 利用者の過失により当駐車場設備に損害が生じた場合、利用者はその損害を賠償するものとする。

第 15 条（定期券の紛失・破損）

1. 定期券は駐車場機器の故障、磁気の読取不良その他事由により利用できない場合がある。この場合は、所定の手続きに従い対応する。
2. 定期券を紛失・破損した場合、利用者は速やかに当駐車場へ届け出るものとする。
3. 定期券は当駐車場の責に帰すべき事由がある場合を除き事由の如何を問わず、原則として再発行の請求には応じないものとする。

第 16 条（返金・払戻の不可）

定期券は、利用者の都合による返金または払戻の請求に応じることはできない。（定期券が汚損または破損した場合も同様とする。）但し、定期券の有効期間内において、駐車場が閉鎖した場合はこの限りではない。

第 17 条（利用停止・契約解除）

当駐車場は、以下の場合に利用者への通知なく定期券の利用停止または契約解除を行うことができる。

- 本約款に違反した場合
- 料金の支払いが確認できない場合
- 不正利用が判明した場合
- 駐車場運営に支障があると当駐車場が判断した場合

第 18 条（本サービスについての責任）

本約款のその他規定にかかわらず、当駐車場の責めに帰すべき事由によって利用者に対して損害を生じさせた場合、当駐車場の故意又は重大な過失による場合を除き、当駐車

場の責任の範囲は、利用者に直接生じた通常損害の範囲であって、かつ利用者と当駐車場との間で成立した契約における利用料金の金額を上限とする。

第 19 条（駐車場運営の変更・休業）

1. 当駐車場は、設備点検・工事・災害等により、予告なく休業または運営内容を変更する場合がある。
2. 休業・変更に伴う利用者の損害について、当駐車場は補償を行わない。
3. 当駐車場が予期せぬ事由により営業が不可能となった場合、営業停止日数・停止時間帯・定期券種別（平日定期券・夜間定期券）を考慮し、当駐車場が合理的に対応する。

第 20 条（個人情報の取り扱い）

当駐車場は、定期券申込時に取得した個人情報を、定期券管理・連絡業務・安全管理の目的に限り利用する。

第 21 条（約款の変更）

当駐車場は、利用者の事前の承認なしに、本約款を必要に応じて変更できるものとし、変更後の約款は公式案内等により周知する。

第 22 条（駐車場利用約款）

本約款に定めなき事項や、当駐車場利用に当たっての諸条件は、当駐車場「駐車場利用約款」記載の条件に従うものとする。

2026 年 9 月 1 日